平成２３年（フ）第５６９０号
大阪府高槻市登町13番20―202号、住民票上の住所大阪府高槻市登町12番Ａ14―103号
債務者　田中　荘一
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６９２号
大阪市西淀川区姫島４丁目８番３号　レジデンス姫島601号室
債務者　板谷　敬子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７４０号
大阪府高槻市大塚町５丁目38番28号
債務者　吉田美奈子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７６６号
大阪府高槻市奈佐原１丁目13番305―1107号、事業所所在地大阪府高槻市上土室１―10―４―1304
債務者　飛翔建設こと　安本　元弼
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７７１号
大阪市東住吉区桑津２丁目６番９号
債務者　先花　正彦
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８１３号
大阪府豊中市長興寺南４丁目８番21―206号、事業所所在地大阪府豊中市曽根東町２―12―13　ル・モンド曽根３―Ｂ号
債務者　ニューゴルフこと　岩村　礼子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８２０号
大阪府高槻市天王町１番１号
債務者　宮本　裕行
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８６７号
大阪市淀川区田川北２丁目４番24号
債務者　山内　裕介
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９０４号
大阪府大東市幸町20番10号、前住所大阪府大東市幸町17番10号　パルティール田中702号
債務者　下地　志穂
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９１７号
大阪市東淀川区相川２―４―10　メゾン花401号室、住民票上の住所大阪市浪速区塩草２丁目１番25―1204号
債務者　宮前　千秋
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９５４号
大阪市生野区巽東４丁目４番14号　ドミール泉信101
債務者　藤田　佳孝
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０１０号
大阪府豊中市服部寿町２丁目４番８―202号
債務者　西村　明浩
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０１８号
大阪市福島区野田６丁目５番41―Ｎ201号
債務者　駒津和智利
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０３８号
大阪府東大阪市西岩田３丁目４番38―201号
債務者　田中　　浩
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０４５号
大阪府八尾市旭ケ丘１丁目101番地
債務者　梅田　妙子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２３２号
大阪市淀川区野中北１丁目17番34―401号、前住所大阪市西淀川区野里１丁目32番17号
債務者　尾原　崇史
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３０４号
大阪市生野区中川１丁目４番２号　春日マンション312
債務者　桑名　俊夫
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部